

## 最終提言（一般意見WG 関連）目次案

### 4 - 7 住民主体の河川整備へ

#### （1）基本的考え方

<行政主体から住民主体への転換>

#### （2）情報の全面的な公開

<計画段階における情報公開>

<計画推進時における情報公開>

<わかりやすく伝える>

#### （3）住民・市民団体との連携・パートナーシップ

<河川・環境学習の推進>

<人材育成>

#### （4）関係住民の意見反映

<関係住民意見の聴取>

<関係住民意見の反映（合意形成システムの確立）>

#### （5）関係団体、自治体、他省庁との連携

#### （6）河川レンジャー、流域センターの設置

<河川レンジャー>

<流域センター>

#### （7）河川整備計画策定にあたって河川管理者が行うべき関係住民の意見反映方法

## 4 - 7 住民主体の河川整備へ

### (1) 基本的考え方

#### <行政主体から住民主体への転換>

- 計画の策定・推進に当たっては、行政が計画を立案し住民がそれを受け入れる従来の方式から、まずは住民の主体的な考えや取り組みに学び、そして行政と住民で共通の目標を立て、それに向かってともに知恵を出し、汗を流し、推し進め、その結果についてモニタリングを行ない、さらに知恵を出す方式へ転換する。( 琵琶 )
- 住民は川づくりに自らの意見を述べる権利を持つとともに、その意見に対して責任も併せもつという認識が必要である。( 淀 )
- 治水・利水・利用・環境のあらゆる側面において、住民自らが関与し責任を負う点からの計画を立てる。( 琵琶 )
- 住民自身が考えをまとめるような仕組みを復活・創出し、良好な人と川や湖とのかかわりや、川や湖等に関する文化・地場産業・伝統を継承・育成できるよう、施策を講じなければならない。( 琵琶 )

### (2) 情報の全面的な公開

- 水質管理においても、河川管理者はすべての情報を公開する。( 淀 )
- 利水にかかわる全ての情報は公開される必要がある。利水実態、河川流況、ダムおよび堰等の水利施設の操作管理についても情報公開・情報交流を行う。( 淀 )

#### <計画策定段階における情報公開>

- 聴取だけでなく、計画に関する情報の提供を行う必要がある。( 委 )
- 現状と課題、代替案の設定とその評価結果などの計画策定に関する情報を、包括的に提示する。( 委 )
- 水位管理を始めとする計画策定において、下流域の人々も含めた利害調整や議論の仕組みを考えるにあたっては、日常から、川や湖、さらには身近な水についての情報開示を得て調整し、理解を深めることが必要であり、そのための方策を立てなければならない。( 琵琶 )
- 代替案の比較に基づいて計画を決定する際には、地域における意思決定が重要となるため、地域の意思決定プロセスについても検討しておく必要がある。例えば、「多面的な検討にもとづく複数の代替案の提示」「代替案ごとの費用対効果(負の効果も含む)の試算」「地域における意思決定プロセスの検討」を検討すべきである。( 琵琶 )

#### <計画推進段階における情報公開>

- 流域住民との連携による河川整備を推進するためには、川や湖に関連する情報や施策内容を十分に開示し説明して、相互の理解のもとで合意形成ができるよう図らねばならない。( 琵琶 )
- 相互のコミュニケーションを図るため情報を公開し、積極的に意見交換の場を設けるとともに、お互いの責任、役割分担、費用負担等のルールの取り決め、公平な事後評価システムの構築なども必要である。( 淀 )

#### <わかりやすく伝える>

- 河川管理者は、河川整備にあたって、社会的に重要とされており、あるいは今後重要とされる事項については、その争点を明確化し、それに対する流域・関連住民の連携・参画を促すべきである。( 琵琶 )

### (3) 住民・市民団体との連携・パートナーシップの構築

- 河川は、多様な生物を育み、地域固有の生態系を支える地域共有の公共財産であるから、河川管理者と地域住民が、地域の特性や実状に応じた手法で、共に守り、育てて行くことが望

ましい。(委)

- 河川行政は、これまで河川自体の諸懸案に対応してきたが、さらに流域住民、その社会・文化なども含めた対応が必要である。(猪)
- 様々な利害関係を含む河川整備計画の策定にあたっては、策定のプロセスに流域住民を積極的に参画させることが必要である。そのためには、計画策定における情報を徹底して公開するとともに、住民が持っている経験・知恵や活動意欲を活かす工夫が必要がある。(琵琶)
- 男女共同参画社会の推進：河川管理者は、河川整備計画策定にあたり、女性の能力を今後の河川整備に活かし、この分野においても男女共同参画を実現することが出来るよう配慮すべきである。(淀)
- 高齢者・ハンディキャップをもつ人の参画・連携(淀)
- 川や湖のモニタリングなどは住民やNGO・NPOを主体として行なうなど、計画実施における住民やNGO・NPOとの連携を視野にいれた計画とすることが重要である。(琵琶)
- 整備計画の推進にあたっては、NPO・NGOや地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。(委)
- 河川管理者もこれら行政と協議・連携し、下水道の整備推進、ライフスタイルの転換・上下流の認識の高揚の啓発等に努める必要があるが、行政の取り組みだけでは改善することは難しいため、今後は住民や市民団体の自発的な活動を支援するとともに、これらとパートナーシップで取り組むことがより効果的である。(淀)
- したたかに対処できるような川や湖とのかかわりを、住民自身が復活・創出できるものとする。(琵琶)
- 河川管理者と住民・市民団体等の連携を進めるには、次のような方策が考えられる。「連携事業の計画公募・提案制度の創設」「市民団体等による一貫した自主運営型システムの採用」「計画・整備・維持管理までを一括して任せるシステムの採用」(淀)

#### <河川・環境学習の推進>

- 川と人とは遠ざけられ、人々の川への意識が薄らいでいった。川の環境を良くしていくためには、このような1人ひとりの意識を変えて行くことが必要である。(委)
- 次世代を担う子供達が川に親しみ、川に学ぶ機会の創出は重要である。(委)
- 河川への意識の回復を目指し、望ましい河川環境の創造に向けての学習活動を進めて行く。「市民活動」「学校教育の中での河川環境学習に対する支援」「望ましい河川環境を理解するための図書などの出版」等が考えられる。(委)
- 人と川や湖との距離を縮め、精神的な係わりを深めるために、また、人の暮らしやそれに関する意識の転換を促すために、水・川や湖に関する認識を向上させるような学習活動を進める施策を講じるべきである。(琵琶)
- 川や湖またその水に対する、住民の主体的な考えや取り組みに学び、それを取り入れるかたちものとする。(琵琶)
- 川は、本来理想的な環境教育・体験学習の空間である。学校5日制、総合学習の実施により、川での環境教育や体験学習の実施について学校や地域から大きな期待が寄せられている。今後河川管理者は、次に掲げる諸施策に取り組む必要がある。例えば、「人々の関心を高める魅力ある川づくり」「遊び泳げる安全な川の創造」「川に親しむ機会の創出」「川の指導者の養成」「川や自然に関する広範な知識や情報の提供」などを挙げることができる。(淀)
- 行政は施設整備あるいはその管理にとどまらず、住民とともに学びお互いに意識の向上をはかり、生活様式の転換、水行政の仕組み、その法制度までを含めた対応が必要である。(猪)
- 川や湖と地域の住民やNGO・NPOをつなぐ拠点として、既存の環境学習・地域学習施設を活かし、川や湖の環境・歴史・文化・民俗に関する学習活動を展開し、地域の住民やNGO・NPOと川や湖とをつなぐために、公民館的な学習拠点を各地域に設置すべきである。(琵琶)

#### <人材育成>

- 市民団体との協働や市民を対象としたインタプリターなどの人材育成を行い、進める。(委)
- 川のことを住民に伝えることのできるインタプリターの育成を検討する。(猪)
- パートナーシップによる計画推進を実現するためには、人材育成と相互の連携体制が不可欠である。そのため、河川整備計画には、計画や管理に積極的に参加する人々を増やすための人材育成と相互連携体制の構築を含めることが必要である。(琵琶)
- 計画段階での、維持管理まで含めた事業の検討、不確実性を前提とした管理の手法の導入、管理のための人材育成、住民との連携を含めた管理のあり方を検討する。(委)

#### (4) 関係住民意見の反映

##### <関係住民意見の聴取>

- 計画策定に当たっては、様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。(委)
- 意見聴取方法については、例えば、回数制限、時間制限を設けない、行政側の回答義務を設ける、地域の女性、高齢者、子供などの声も聞く、などが上げられる。(委)
- これからの川づくりでは、計画面および管理面に住民の意見を反映させることが重要である。住民の意見の反映方法については必ずしも一定のルールにしたがう必要はないが、情報技術を利用するなどして、多くの住民の意見が反映されるよう努める必要がある。(淀)

##### <関係住民意見の反映(合意形成システムの確立)>

- NPO、NGO 等組織に河川に関する情報を積極的に提供するだけでなく、それらの組織から情報を収集したり、それらの組織を活かした公正で、社会全体の便益の大きい合意形成を実現するための仕組みを検討する。(委)
- 地域相互間、例えば上下流住民間の意見が主体的に調整され、合意が形成されるための方策を講じる必要がある。(琵琶)
- 意思決定プロセスの明示：順応性・可変性のある計画においては、計画策定後にもさまざまな場面で意思決定を行ない直す必要が生じる。そのため、計画の中には、あらかじめいくつかの場面を想定し、意思決定の過程を明示する仕組みを含めるべきである。(琵琶)
- 川や湖の整備・管理に関し、流域社会のさまざまな要望や対立する利害を調整するような合意形成のための社会的システムを作りあげること(琵琶)
- 計画策定においては、利害が対立した場合の調整のしかた、とくに環境についての配慮を踏まえた社会的な利害調整が、恒常的に行われる仕組みを決めることが必要である。(琵琶)
- 日常的に川にかかわっている住民の持つ川の情報を生かしたり、地域の住民が持つ知恵を出し、河川の整備に役立てていくための仕組みづくりを行う。(委)
- 計画策定・実施をめくり、地域内・地域間で社会的な合意形成を進めるシステムに基づく計画を立てること(琵琶)
- 水上バイクなどからの排出による大気・水質汚染問題のように、市民が監視・問題提起し、広く社会の関心を喚起しつつ合意を形成する新たな仕組みの構築が非常に重要である。(琵琶)
- 湖岸・水辺の現状、およびその保全に必要な情報を開示した上で、望ましい湖岸・水辺のありかたについて、住民や利用者など当事者間でも検討を行い、相互の調整によって適正な利用ルールを作りだすための仕組みを作ることが重要である。(琵琶)

#### (5) 関係団体、自治体、他省庁との連携

- 計画の策定段階においても、関係機関と連携して、計画を策定する。(委)
- いわゆる縦割り行政を克服した計画を立てること(琵琶)
- 農業、漁業、林業、都市計画、河川管理など、縦割りから相互に連携した総合的に取り組みが行えるような仕組みづくり、働きかけを行う。(委)
- 水の流れにより流域はつながっているため、市町村あるいは県管理区間の河川の整備計画と

の整合ある形で進める。(委)

- 計画の策定段階における関係機関との連携：川や湖の整備・管理に関しては、国土交通省だけでなく、農林水産省・環境省などの他省庁や自治体など多くの関係機関が存在する。計画の推進においてこれらの関係機関と円滑な連携をとるためにも、計画策定段階からそれとの連携を図るべきである。(琶)
- 水位管理や流入水量のコントロール・貯留(水需給計画を含む)など、計画の推進にあたって多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけた上で、計画のなかに推進における連携の具体案を提示すべきであり、また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等についても明示する必要がある。(琶)
- 川や湖の環境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業実施における関係機関との連携も想定した計画とすべきである。(琶)
- 河川管理者は、関係省庁、自治体と協議、連携して水源涵養林の公有化などによる確保・植林など育成・除間伐などの維持管理等について、民間との連携のもとで積極的に取り組むべきである。(淀)
- 河川管理者は、今後の水源確保にあたり、高品質の水源涵養林の育成、上流地域の水田面積の維持・確保、下流大都市での節水啓発、水の循環利用、雨水貯留とその活用など、ダム建設のみに依らない総合的な水源確保のための施策を関係省庁、自治体とも協議、連携して進めるべきである。(淀)

#### (6) 河川レンジャー、流域センターの設置

- 住民等の参加による河川管理の推進のため、法令に基づき一定の権限と義務を付与した河川レンジャー制度、河川レンジャーおよび多様な主体の河川管理活動の拠点として流域センターの創設を図る。(委)

##### <河川レンジャー>

- 河川レンジャー：地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは市民団体などを河川レンジャーとして任用するとともにレンジャー育成にも努め、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。河川レンジャー(仮称)には、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けるとともに、任務の遂行に関して、適切な権限と報酬の付与を図ることを考える。(委)

##### <流域センター>

- 河川レンジャーの活動拠点として「流域センター」の創設を提案する。この流域センターには、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備し、防災、上下流交流・連携、川に学ぶ活動、およびフィールドミュージアムなど多彩な機能を持たせる。当面、既設設備または遊休施設を活用することとする。(委)
- 川のことを住民に伝えることのできるインタープリターの育成。その拠点となる流域センターの設置検討。(猪)
- 流域センター・流域(管理)委員会の設立：川や湖の整備・管理においては、川や湖だけでなく流域全体を管理する視点が必要となってくる。そのため、流域全体について多面的に管理し計画を推進するような、政策決定システムが必要である。そのため、たとえば流域(管理)委員会といった、流域管理主体を設立し、機能させて計画を推進させていくことが望まれる。(琶)

#### (7) 河川整備計画策定にあたって河川管理者が行うべき関係住民の意見反映方法

『河川整備計画策定にあたって河川管理者が行うべき関係住民の意見反映方法』とは、河川管理者が、「河川整備計画案」(来年3月を予定)作成するまでの間に、河川管理者が行うべき関係住民の意見反映方法のことを意味する。(「河川整備計画案の公表」までには、「河川整備計画原案」作成(本年12月頃を予定) 「河川整備計画案」作成(来年3月を予定) 公表とのステップを踏む。)